

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行 (令和6年度版)				改定後 (令和7年度版)				改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	
1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録				1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録			追加	「R6.2.16【事務連絡】コリンズ登録における留意事項について」より
1-1-1-24 施工監理	8	標示板の設置	追加	1-1-1-24 施工監理	8	標示板の設置	追加	項番号との読み間違えを解消する
								他の「対象工事」との混同・混乱を解消
1-1-1-27 工事中の安全確保		建設工事における公益占有物件等への事故対策	追加	1-1-1-27 工事中の安全確保		建設工事における公益占有物件等への事故対策	追加	どの項を追加するかわかりやすく通し番号で表示。項番号との読み間違えを解消する
								事前調査報告書と切断等事故防止対策計画書は、実態を考慮し、同じタイピングで提出するように見直し。"ローマ数字を丸数字に変更
								安全基準(案)の年月修正
1-1-1-31 環境対策	6	建設資機材の使用について	追加	1-1-1-31 環境対策	6	建設資機材の使用について	追加	県土整備部リサイクル製品使用基準の内容を追加

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行（令和6年度版）					改定後（令和7年度版）					改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	
				<p>作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>③受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下URLに「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。</p> <p>ウェブページアドレス： http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html</p> <p>4. 発注者による非破壊試験検査 発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合があります。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全において、改めて、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p>6. 上記1.～5. は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>					<p>作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>③受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下URLに「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。</p> <p>ウェブページアドレス： http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html</p> <p>4. (4) 発注者による非破壊試験検査 発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合があります。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全において、改めて、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>5. (5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p>6. (6) 上記1.(1)～5.(5) は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>	